
プロジェクト	上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い
項目	本プロジェクトにおいて対象とする組合等の会計処理に関する再提案

I. 本資料の目的

1. 本資料では、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の会計処理に関する ASBJ 事務局の追加的な分析及び再提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. これまでの経緯

2. 第 521 回企業会計基準委員会（2024 年 3 月 5 日開催）及び第 213 回金融商品専門委員会（2024 年 2 月 29 日開催）（以下「第 521 回企業会計基準委員会等」という。）では、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の会計処理に関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しした。
3. 本資料では、第 521 回企業会計基準委員会等で聞かれた意見を踏まえて、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の会計処理に関する ASBJ 事務局の追加的な分析及び再提案をお示しする。

III. ASBJ 事務局による追加的な分析

（本プロジェクトにおいて対象とする組合等の会計処理に関する検討の方向性）

4. 第 521 回企業会計基準委員会等では、「組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価（評価差額は純損益（PL））することとし、時価評価の対象とする組合等をオプションとして選択すること」を ASBJ 事務局より提案した。第 521 回企業会計基準委員会等では、前項の事務局の提案を支持する意見のほか、次のアプローチを支持する意見が聞かれた。

- (1) 本プロジェクトにおいて対象とする組合等の構成資産である市場価格のない株式について、時価評価（評価差額はその他の包括利益（OCI））することを強制する。

- (2) 本プロジェクトにおいて対象とする組合等の構成資産である市場価格のない株式について、時価評価（評価差額は OCI）することをオプションとして認める。
5. 前項のとおり、第 521 回企業会計基準委員会等では、事務局が提案したアプローチ以外の代替的なアプローチを支持する意見が聞かれているため、これらのアプローチの相違点に焦点を当てて追加的な検討を行うことが考えられる。ここで、事務局が提案したアプローチと代替的なアプローチを比較すると、次の相違点があると考えられる。
- (1) 市場価格のない株式の評価差額を PL とするか又は OCI とするか
 - (2) 時価評価することをオプションとするか又は強制とするか
6. 次項以降では、前項の論点に関して追加的な分析を行う。

(市場価格のない株式の評価差額を PL とするか又は OCI とするかについて)

7. 第 521 回企業会計基準委員会等で聞かれた主な意見は次のとおりである。

評価差額を PL とすることを支持する意見

- (1) IFRS 会計基準や米国会計基準に基づく外国籍ファンドや投資事業有限責任組合会計規則に定める原則法に基づく組合等では評価差額を純損益に反映していると考えられるため、この点を踏まえて議論することがよいと考える。
- (2) 時価評価（評価差額は PL）とすることによって、国際的な会計基準との間の整合性が高まることは、財務諸表利用者の観点から有用であると考えられる。

評価差額を OCI とすることを支持する意見

- (3) 金融商品会計基準等¹と IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）における金融商品の分類・測定の考え方は根本的に異なるため IFRS 第 9 号の会計処理を部分的に取り入れることに懸念があり、また市場価格のない株式が市場価格のない株式以外の株式となった場合に評価差額が PL から OCI となることに違和感があるため、評価差額を OCI とすることがよいと考える。

¹ 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関する Q&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

- (4) 同一の市場価格のない株式に対して複数のファンドが投資している場合、異なる時価が算出されることが考えられることを踏まえ、評価差額を OCI とすることを強制することがよいと考える。
8. このように、組合等の構成資産である市場価格のない株式に係る評価差額を PL とすることを支持する意見と OCI とすることを支持する意見に分かれている。両者ともに支持する論拠が存在しており、理屈の観点だけではいずれかの意見に絞ることは難しいと考えられる。むしろ両論を分ける根本的な違いは、金融商品の分類及び測定に関する見直しについてどのように取り組むかという点であると考えられる。
 9. すなわち、評価差額を PL とすることを支持する意見は、金融商品の分類及び測定について全般的に見直す前の段階において、一部について先行して国際的な会計基準の定めを取り入れることを志向するものであると考えられる。一方、評価差額を OCI とすることを支持する意見は、金融商品の分類及び測定の見直しについては今後全般的に行うべきものであり、現時点では他の現行基準との内的整合性を重視すべきとするものであると考えられる。
 10. ここで、第 419 回企業会計基準委員会（2019 年 10 月 25 日開催）では、「まず減損の中心的な課題である金融機関における貸出金に関する減損の検討を行う。」とした上で「同時並行的に、本資料の第 31 項に記載した分類及び測定と減損の定めとの関係(IFRS 第 9 号における減損の適用と日本基準の貸倒引当金の設定の対象範囲)の整理を行う。その後、分類及び測定に関する会計基準の開発に着手するか否かを決定する。」としていたことを踏まえると、前項の意見のうち前段を採用するのは利害関係者の総意が得られる場合に限定されると考えられる。現状のように意見が分かれている状況では、前項の意見のうち後段を採用すべきと考えられる。
 11. この点、組合等の構成資産である市場価格のない株式については、自由に換金・処分ができないため金融投資には該当せず、時価の差額を財務上の成果である純損益とすることは必ずしも適切といえないため OCI で処理するという考え方は、他の現行基準との内的整合性の観点から導かれると考えられる。また、この場合、組合等の構成資産である市場価格のない株式が市場価格のない株式以外の株式となった場合、いずれにおいても評価差額は OCI とされるため、連続性のある会計処理となると考えられる。
 12. このため、本プロジェクトにおいては、他の現行基準との内的整合性を重視し、組合等の構成資産である市場価格のない株式に係る評価差額を OCI とすることが考えられるかどうか。

(時価評価することをオプションとするか又は強制とするかについて)

13. 第 521 回企業会計基準委員会等で聞かれた主な意見は次のとおりである。

オプションとすることを支持する意見

- (1) 対象とする組合等の範囲を明確に定義することは困難であるため、オプションとしたうえで一定の注記を求めることがよいと考える。
- (2) VC ファンドが保有する資産やその保有目的は様々であると考えられるため、オプションの方がテーマ提案者のニーズに合致すると考える。

強制することを支持する意見

- (3) オプションとした場合、結果的に実務が変わらないことが懸念されるため、範囲を限定したうえで時価評価を強制することがよいと考える。
14. このように、オプションとすることを支持する意見と強制することを支持する意見に分かれている。
15. 本来、会計処理を定める際に当該会計処理をサポートする理屈が付いているのであれば、自由に選択できるとすべきではなく、強制すべきと考えられる。一方、本プロジェクトにおいては、基準開発のきっかけとなった VC ファンドへの出資者の会計処理に基準開発の範囲を限定することが困難であることを踏まえると、基準開発のニーズが聞かれていない利害関係者に強制することになるのも必ずしも適切とは言えないと考えられる。
16. 以上のことから、本プロジェクトで対象とする組合等の構成資産である市場価格のない株式に関しては、時価評価するオプションを設けることが考えられる。この場合、オプションの適用単位については、会計方針の選択、ファンドごと、株式の銘柄ごとのいずれとするかが論点となるが、本来は強制が望ましいことを踏まえると細かい適用単位でオプションを認める必要はないと考えられるため、会計方針の選択とすることが考えられる。

IV. ASBJ 事務局の再提案

17. 本資料第 4 項から前項までの追加的な分析を踏まえると、前回の事務局提案を見直し、「本プロジェクトにおいて対象とする組合等の構成資産である市場価格のない株式について、会計方針の選択として、時価評価（評価差額は OCI）するオプシ

ンを設ける。」ことが考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント

本資料第 4 項から第 17 項の事務局の追加的な分析及び再提案についてご意見を伺いたい。

以 上